



書換交付

一般廃棄物処理施設設置許可証

HPダウンロード版

令和3年5月20日

住所 長野県松本市大字笹賀 7170 番地3
氏名 株式会社エコロジカル・サポート
代表取締役 村井 連峰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

松本市長

臥雲 義尚



許可の年月日	令和2年6月18日	許可番号	第20-07101号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	ごみ処理施設(焼却施設) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動物の死体、感染性一般廃棄物		
設置場所	長野県松本市大字笹賀 7159 番地1、7170 番地3		
処理能力	汚泥 28.3 t/日 (1,181kg/h:24 時間稼働) 廃油 28.8 t/日 (1,201kg/h:24 時間稼働) 廃プラスチック類 17.4 t/日 (724kg/h:24 時間稼働) 一般廃棄物 31.2 t/日 (1,300kg/h:24 時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		